

◆船員の健康管理手帳制度

過去に船員であった方で、石綿(アスベスト)による健康被害を受けた方は、申請により船員健康管理手帳が交付されます。

船員健康管理手帳の交付を受ける、指定された医療機関で健康診断を年2回無料で受けられます。

過去に船員であった方で、医療機関で石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚が見つかった方は、手帳交付の申請をしてください。

○相談・申請受付窓口
・九州運輸局

船員労働環境課

☎093-33218093

・鹿児島運輸支局 船員課

☎099-22215660

◆動物愛護講習会について

平成18年度『動物愛護講習会』を開催します。犬の飼い方、しつけ方など疑問をお持ちの方、これから犬などを飼いたいと思われる方など興味のある方はどなたでも参加できます。

○講習会の日時・場所

・第1回

6月13日 川薩保健所

・第2回 7月25日 出水保健所

・第3回 8月8日 大口保健所

・第4回 8月22日 川薩保健所

・第5回 10月24日 宮之城ひまわり館

・第6回 1月23日 出水保健所

○受付 午後1時～午後1時30分

○講習会 午後1時30分～午後3時 (各会場共通)

○講習内容

・犬の飼い方、しつけ方について

・動物由来感染症について

・質疑・応答

○問い合わせ先

川薩保健所衛生課

☎3165

◆浄化槽の設置推進について

町では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため浄化槽の設置を推進し、またこれを設置した方に対して、その費用の一部を補助しています。(ただし、大字時吉、大字広瀬及び大字田原のうち農業集落排水施設整備区域は除きます)

○18年度の補助金額は、次のとおりです。

・5人槽 342,000円

・7人槽 414,000円

・10人槽 537,000円

○問い合わせ先

環境課環境係

☎1111内線2127

◆ハンセン病療養所入所者等に対する補償金制度について

現在、国ではハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給を実施しています。また、請求をされていない方は、請求の期限までに請求をしてください。

○支給対象者

平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所等に入所されていた方で、補償法施行日(平成13年6月22日)において生存されている方

○請求の期限

平成18年6月21日(水)

○その他

左記の方につきましては、請求されてもお支払いはできませんので、ご注意ください。

①すでに補償金を受けられている方

②ハンセン病に関する裁判上の和解が成立されている方

○問い合わせ先

厚生労働省健康局

疾病対策課

☎03-5253-1111

内線2369・2980

◆7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務

省主催の全国的な運動で、今年で第56回を迎えます。「ふれあい」と対話が築く「明るい社会」を統一標語として、各地でさまざまな運動が展開されます。本町においても、さつま町保護司会・更生保護女性会が中心となり、「社会を明るくする運動」の街頭キャンペーンを7月1日(土)に計画しています。

犯罪や非行のない明るい町づくりに皆様の御協力をお願いします。

◆林田バス路線廃止について御意見を

いわさきグループが、赤字バス路線廃止の届出を提出し、11月中に町内を走る林田バスの路線が廃止されます。

これを受けて、今後町でも路線の確保・廃止に向けた検討を行っていきますので、皆様の御意見をお寄せください。

◇対象路線 宮之城～永野金山・湯田・入来の全線
宮之城～川内の一部

◇提出・問い合わせ先

さつま町役場企画広報課

○住所、氏名、年齢、連絡方法を記入のうえ6月20日(火)までに提出してください。

○郵送 〒895-1803

さつま町宮之城屋地 1565-2

○FAX 52-3514

○Eメール kikaku@satsuma-net.jp

